

株式会社 彩り 介護事業所の取り組みについて

介護職員の処遇改善につきましては、「新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定)」において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。

このことを受けて、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され令和3年度に本格実施となったところです。当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

<介護職員等特定処遇改善加算の算定要件>

- ① 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ② 職場環境要件について、「入職促進に向けた取り組み」「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」「両立支援・多様な働き方の推進」「腰痛を含む心身の健康管理」「生産性向上のための業務改善の取り組み」「やりがい・働きがいの醸成」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- ③ 賃上げ以外の介護職員処遇改善の取組の見える化を行っていること

※詳細については、厚生労働省通知等をご確認ください。

① 事業所別の介護職員等処遇改善加算の取得状況

全事業所が現行加算(Ⅰ)を算定した上で、介護職員等特定処遇改善加算を取得しています。

事業所名	サービス名	処遇改善加算	特定処遇改善加算	ベースアップ等支援加算
半日型デイサービス いろいろ	地域密着型通所介護	Ⅰ	Ⅱ	○
	通所型サービス(総合事業)	Ⅰ	Ⅱ	○

<職場環境要件>

② 賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み

見える化要件に基づき、当社の特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する取り組み内容は次のとおりです。

区分	内容	実施事項
入職促進に向けた取組	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築	未経験者でも活躍ができるように、OJTの実施し、入社後にスムーズに環境になじめるように育成を行っている。 採用の際に、求人を出す際に、必須要件から実務経験を外すようにしている。
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保	定期的に管理者、代表者との面談を行い、キャリアアップ等に関する相談の機会を確保している。 定期的に事業内での研修を実施し、不定期に外部研修を受講している。
両立支援・多様な働き方の推進	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備	職員が個人的な事情で休暇を取得できるように、有給休暇を取得しやすい環境整備に取り組んでいる。 非正規から正社員への転換について、就業規則に規定し、正社員転換の希望を定期的にヒアリングしている。
腰痛を含む心身の健康管理	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施	短時間勤務のパート・アルバイトについても、希望を聞いて健康診断を実施している。 休憩室の利用については、正社員との区別なく、同様に使用ができる。
生産性向上のための業務改善の取組	5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備	整理整頓や清掃を行い、5S活動を実施し、定期的に点検を行っている。 5S活動を通じて、効率よく業務が行えるよう、定期的にミーティングを行い、都度改善を実施している。
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	各事業所でミーティングを行い、利用者一人ひとりの状況の把握、支援のあり方について話し合いを行っている。